

ということ、給水条例を改正しました。】2003(平成15)年
3月31日から施行

貯水槽水道とは？

- 簡易専用水道(貯水槽が10mを超えるもの)
- 小規模貯水槽水道(貯水槽が10m以下)をいいます。



小規模貯水槽水道の貯水槽は、**年1回以上の清掃・水質検査**を行いましょう!!
その結果を水道局へ届けて、申し出れば水道局から**管理状況のシール**を交付します。
※なお、簡易専用水道については、従来どおりです。

くわしくは、配水課 給水工事係 **832-4174**へ

当市は、水道法に定められた基準項目を含めて、56項目の検査をしています。全ての項目について水質基準をクリアしており、市民の皆様へ安全な水を供給しています。検査結果(平成13年度平均)の一部を左表に示してあります。詳しくは、右枠のホームページをご覧ください。

水道の水質に関する質問・疑問などは、那覇市水道局配水課水質試験所または、那覇市水道局のホームページの水質管理を参照してください。

那覇市水道局
配水課水質試験所 ☎**867-1684**

ホームページアドレス
<http://www.water.naha.okinawa.jp/>